

平成 29 年 12 月 15 日



資料提供先

中国地方建設記者クラブ 岡山県政記者クラブ
合同庁舎記者クラブ 岡山市記者クラブ

吉井川水系の今後概ね 30 年間の河川整備の実施内容をまとめました。

～吉井川水系河川整備計画【国管理区間】を策定しました。～

国土交通省中国地方整備局では、平成 29 年 12 月 15 日に「吉井川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画の策定にあたっては、学識経験者や専門家で構成される「明日の吉井川を語る会」及び地域にお住まいのみなさまからご意見を頂きながら、策定の手続きを進めてきました。

さらに、岡山市長、備前市長、瀬戸内市長、赤磐市長、和気町長及び鏡野町長からのご意見を踏まえたご意見を岡山県知事より伺い、策定に至っています。



吉井川河口



金剛川合流点



吉田ダム

本計画は、下記のウェブサイトからご覧になれます。

■ 中国地方整備局河川部ウェブサイト

→ [「中国地方整備局管内一級水系 河川整備基本方針・整備計画策定状況」](#)

■ 岡山河川事務所ウェブサイト

→ [「吉井川水系河川整備計画」](#)

別添：吉井川水系河川整備計画【国管理区間】の概要版

【策定の経緯】

吉井川水系では平成 21 年 3 月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「吉井川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されています。

本計画は、基本方針に基づく段階的な河川整備を行うための計画であり、吉井川水系の国が管理する区間における今後概ね 30 年間の治水、利水、河川環境に関する整備目標や具体的な実施内容を示したものです。

(問い合わせ先)	国土交通省中国地方整備局	電話番号 (082) 221-9231 (昼間代表)		
	河川部 河川計画課長	千野 貴彦 (ちの たかひこ)	(内線 3611)	
	河川計画課 課長補佐	片寄 秀樹 (かたよせ ひでき)	(内線 3613)	
	担当事務所 岡山河川事務所	電話番号 (086) 223-5101 (昼間代表)		
	副 所 長	下山 茂 (しもやま しげる)	(内線 205)	
	調査設計課長	柴山 慶行 (しばやま よしゆき)	(内線 351)	
(広報担当窓口)	国土交通省中国地方整備局	電話番号 (082) 221-9231 (昼間代表)		
	総務部 広報広聴対策官	坂屋 政之 (さかや まさゆき)	(内線 2117)	
	企画部 環境調整官	足立 司 (あだち つかさ)	(内線 3114)	



吉井川河口から上流を望む



吉井川水系

河川整備計画【国管理区間】

概要版

流域の概要

吉井川は、岡山県東部に位置し、その源を岡山県吉田郡鏡野町の三國山（標高1,252m）に発し、奥津溪を抜けた後、津山盆地を東流し、津山市で香々美川、加茂川等の支川を合わせた後、吉備高原の谷底平野を南流し、赤磐市で吉野川、和気郡和気町で金剛川等の支川を合わせ岡山平野を南下し、岡山市において児島湾に注ぐ、幹川流路延長133km、流域面積2,110km²の一級河川です。

流域の市町村は、岡山市、津山市をはじめとする6市6町1村からなり、特に下流の岡山市は、岡山県第1の都市として、この地域における社会、経済活動において中心的役割を担っています。流域の土地利用は、山地が約72%、水田・畑地等の農地が約10%、市街地等が約18%となっています。

江戸時代以降、吉井川では津山と岡山を結ぶ高瀬舟が盛んに往来し、人と物資と文化が行き交い、また、干拓による新田開発やかんがいのための田原井堰の建設が行われるなど、吉井川は長い歴史を通じて、地域の文化、経済の発展を支えてきました。このように吉井川は、自然環境の豊かな川として、岡山県東部における社会・経済・文化の基盤を成していることから、治水・利水・環境面から総合的に管理、整備を行っていく必要があります。

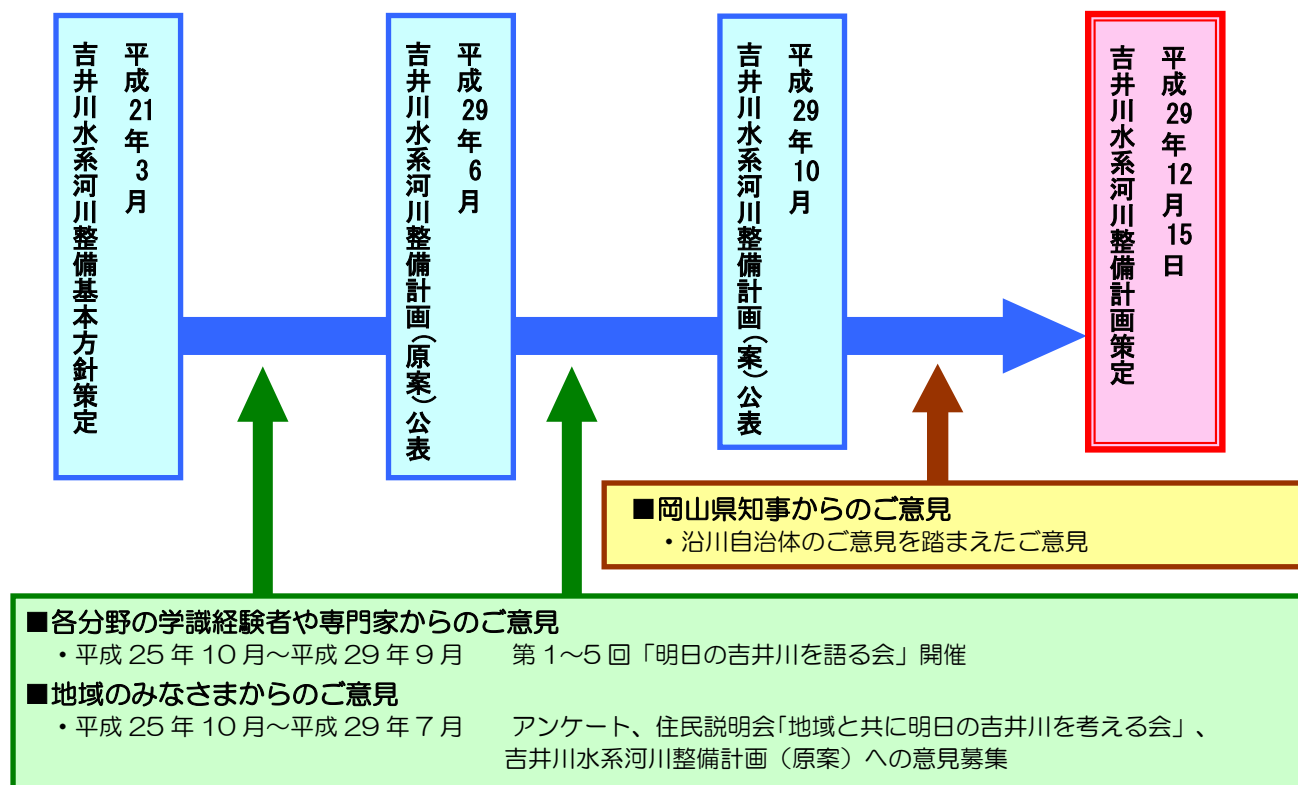


吉井川水系流域図

河川整備基本方針・河川整備計画の策定経緯

吉井川水系では平成21年3月に長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を定める「吉井川水系河川整備基本方針」が策定されています。これに基づき、吉井川水系の国が管理する区間において、段階的な河川整備を行うための計画として「吉井川水系河川整備計画【国管理区間】」（以下「本計画」という。）を平成29年12月15日に策定しました。

本計画の策定にあたっては、吉井川水系に関わりが深い学識経験者や専門家で構成される「明日の吉井川を語る会」からご意見を頂くとともに、地域にお住まいのみなさまや岡山県、沿川自治体からのご意見を頂きながら進めてきました。



各分野の学識経験者や専門家からの意見聴取

明日の吉井川を語る会 委員名簿

氏名	職名	専門分野	委嘱期間
阿部 宏史	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	都市・地域計画学	平成27年8月～平成29年9月
宇佐美 英司	岡山弁護士会	法律	平成25年10月～平成29年9月
内田 和子	岡山大学 名誉教授	応用地理学、自然地理学	平成25年10月～平成26年1月
大久保 賢治	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	陸水物理学、水工水理学	平成25年10月～平成29年9月
岡山 一郎	山陽新聞社 編集局 編集委員室長（論説委員兼務）	地域振興	平成29年6月～平成29年9月
佐藤 國康	元 川崎医科大学 教授（生物学）	環境（魚介類、両・爬・哺乳類）	平成25年10月～平成27年8月
田中 収一	山陽新聞社 論説委員会 特別論説委員	地域振興	平成25年10月～平成27年8月
谷口 守	筑波大学 システム情報系社会工学域 教授	都市計画、地域経済学	平成25年10月～平成26年1月
永井 明博	岡山大学 名誉教授	流域水文学	平成25年10月～平成29年9月
中田 和義	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授	保全生態学（水生動物）	平成29年6月～平成29年9月
名合 宏之	岡山大学 名誉教授	河川工学（水工学）	平成25年10月～平成27年8月
西垣 誠	岡山大学 名誉教授	地盤環境解析学	平成25年10月～平成29年9月
波田 善夫	岡山理科大学 生物地球学部生物地球学科 教授	環境（植物）	平成25年10月～平成29年9月
久野 修義	岡山大学 名誉教授	日本中世史	平成25年10月～平成29年9月
前野 詩朗	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 教授	河川工学（水工学）	平成29年6月～平成29年9月
松村 眞作	元 岡山県水産試験場長	漁業	平成25年10月～平成29年9月
丸山 健司	日本野鳥の会 岡山県支部長	環境（鳥類）	平成25年10月～平成29年9月

学識経験者や専門家による懇談会を河川整備計画策定までに5回開催し、専門分野について意見を伺いました。

地域のみなさまからの意見反映

アンケートや説明会などを通じ、主に治水事業の推進、自然環境の保全、樹木伐採など適正な維持管理といった意見のほか、関係機関との連携強化などの意見を頂きました。

計画の概要

計画の趣旨

本計画では、吉井川水系の特徴を踏まえ、次の3つの基本理念を柱として、治水、利水及び環境に係わる施策を総合的に展開します。

基本理念

安全・安心な暮らしを守る

過去の洪水による被害や地形特性、背後地の状況等を踏まえ、吉井川水系河川整備基本方針で定めた目標に向け、計画的な整備と効果的かつ効率的な河川の維持管理を行い、安心して暮らせる安全な吉井川の実現を目指します。

川の恵みを楽しむ、豊かな暮らしを支える

吉井川の流水は、流域内だけでなく広域かつ様々な用途で利用されているとともに、良好な水質を維持しています。吉井川が人々に末永く水の恵みをもたらすよう、これからも生活・産業に必要な水の安定的な確保や良好な水質の維持に努めます。

さらに、様々な活動の場としてこれからも多くの人々が川を安全に利用できるよう日々河川を管理するとともに、地域の産業にも着目し、川を軸とした様々な関係者との連携を深め、豊かな暮らしを支えます。

水と緑のふれあいと自然を育む川づくり

吉井川には、深い緑に包まれた上流部から開放水面が広がる河口まで、多様な自然環境が残っています。

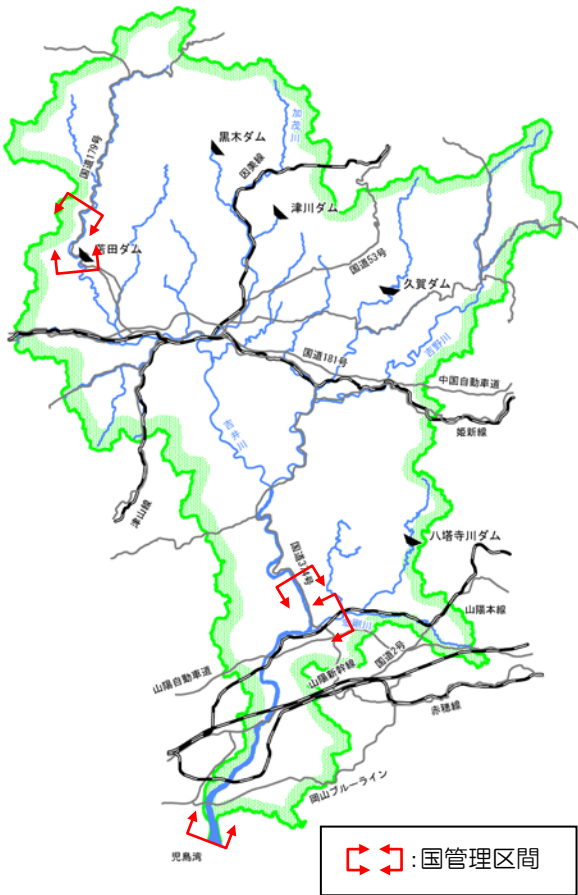
奥津溪、奥津温泉、高瀬舟の史跡等の吉井川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、人々にうるおいとやすらぎを感じさせる豊かな自然と緑が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れの保全を図るとともに、重要種を含む多様な動植物が生息・生育及び繁殖する豊かな自然環境を保全し、次世代に引き継ぐよう努めます。

計画対象期間

本計画の対象期間は、概ね30年間とします。
なお、本計画は現時点における社会経済状況や水害の発生状況、河川整備の状況、河川環境の状況等を前提として定めるものであり、これらの状況の変化や新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

計画対象区間

本計画の対象区間は、吉井川水系吉井川と支川のうち、国管理区間（河川法第9条第2項の規定による指定区間を除く区間）である48.04km（吉井川、金剛川、吉田ダム）を対象とします。



河川整備計画の計画対象区間

河川名等		上流端	下流端	延長 (km)
よしいがわ 吉井川		左岸：岡山県和気郡和気町岩戸字コホツカ谷 606 番地先 右岸：岡山県和気郡和気町田原上字日ノ谷奥 1527 番の 24 地先	海に至る	32.8
こんごうがわ 金剛川		左岸：岡山県和気郡和気町大字藤野字小松原第 1799 番の 1 地先 右岸：岡山県和気郡和気町大字藤野字東野第 56 番の 1 地先	吉井川への合流点	3.8
吉田ダム とまた	吉井川	岡山県吉田郡鏡野町西屋字荒神谷口 495 番地先の町道橋下流端	岡山県吉田郡鏡野町久田下原字 平床 1536 番の 5 地先の入堰堤か ら 300m 下流地点	9.45
	とくたにがわ 得谷川	左岸：岡山県吉田郡鏡野町黒木字石井 770 番地先 右岸：岡山県吉田郡鏡野町黒木字笹淵 778 番 1 地先	吉井川への合流点	0.66
	こうちがわ 河内川	左岸：岡山県吉田郡鏡野町河内字家ノ向 249 番 1 地先 右岸：岡山県吉田郡鏡野町河内字宗次 798 番 5 地先	吉井川への合流点	1.08
	はこがわ 箱川	左岸：岡山県吉田郡鏡野町箱字西ヤシキ 461 番 1 地先 右岸：岡山県吉田郡鏡野町箱字家之後 191 番 1 地先	吉井川への合流点	0.18
	にしやがわ 西屋川	左岸：岡山県吉田郡鏡野町西屋字河原畑山神 162 番地先 右岸：岡山県吉田郡鏡野町西屋字河原畑山神 795 番地先	吉井川への合流点	0.07

過去の水害

吉井川流域は有史以来、長年にわたり甚大な被害を受けてきました。昭和に入ってから頻りに洪水が起こり、特に昭和9年9月(室戸台風)、昭和20年9月(枕崎台風)、昭和51年9月(台風17号)、平成2年9月(台風19号)、平成10年10月(台風10号)などの洪水が代表的です。中でも、平成10年10月の洪水は戦後最大の流量が発生して大きな被害をもたらしました。



昭和38年7月(梅雨前線)
洪水の状況
(美作市(旧美作町))



昭和47年7月(梅雨前線)
洪水の状況
(美咲町(旧柵原町))



昭和51年9月(台風17号)
洪水の状況
(瀬戸内市(旧長船町))



平成2年9月(台風19号)洪水の状況
(瀬戸内市(旧長船町))



出典：平成 10 年発生 吉井川激特資料(平成 10 年 11 月) 岡山県

平成 10 年 10 月洪水の浸水区域

河川整備の目標

洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

○施設整備による災害の発生防止

洪水対策

長期的な治水目標である吉井川水系河川整備基本方針で定めた目標を達成するためには、多大な時間を要するため、上下流バランスを確保しつつ、段階的な整備により洪水等による浸水被害の発生防止又は軽減を図ります。

吉井川の国管理区間においては、戦後最大規模の洪水である平成10年10月洪水（基準地点岩戸で7,050 m³/s）等、戦後の大規模洪水が再び発生した場合でも、本計画に定める河道整備を実施することで洪水を安全に流下させ、浸水被害を防止することが可能となります。また、金剛川の国管理区間においては、戦後第3位の洪水である昭和51年9月洪水（尺所で890 m³/s）¹⁾が再び発生した場合でも、洪水を安全に流下させ、浸水被害を防止することが可能となります。

雨水出水（内水）対策

家屋の床上浸水の発生等、雨水出水（内水）氾濫による浸水被害が著しい箇所においては、関係機関と調整のうえ、必要に応じて排水機場の整備等、雨水出水（内水）被害の軽減を図ります。

高潮対策

本計画に定める高潮対策を実施することで、既往最高潮位を記録した平成16年8月の台風16号による高潮が再び発生しても、浸水被害を防止することが可能となります。

地震・津波対策

本計画に定める耐震対策を実施することで、南海トラフ巨大地震等の現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動に対して、河川管理施設としての必要な機能を確保することができます。また、施設計画上の津波高¹⁾に対し、河川からの浸水を防止することが可能となります。

1) 施設計画上の津波高：

河川管理においては、基本的に次の二つのレベルの津波を想定することとされている。

- ・最大クラスの津波：住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波で、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。
- ・施設計画上の津波：津波による堤内地の浸水を防ぐ河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。

○施設的能力を上回る洪水への対応

施設的能力を上回る洪水が発生した場合においても、人命を守り、資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標として、施設の構造や運用等を工夫するとともに、関係機関と連携して地域住民の迅速かつ主体的な避難、円滑な応急活動、事業継続のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図ることにより、危機管理型ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進し、想定最大規模降雨²⁾の洪水に対し、人命を守り、資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めます。

2) 想定最大規模降雨：

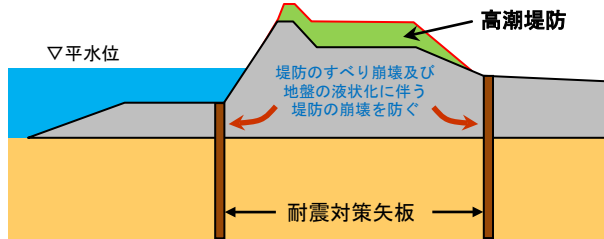
国内を降雨特性が類似する複数の地域に分割し、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量をもとに河川毎に設定したもの。降雨特性が類似する地域内で観測された最大の降雨が吉井川流域でも同じように起こりうるという考え方に基づく。

洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

高潮・耐震対策

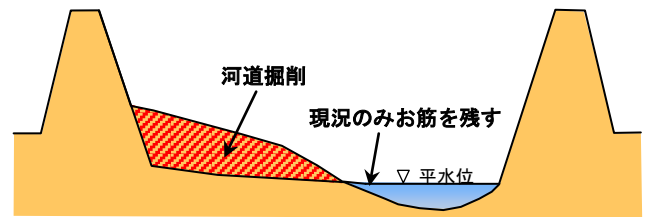
堤防の高さと幅の確保を実施し、高潮による浸水被害を防止します。
耐震対策を実施し、堤防の耐震性能を強化します。



▲高潮・耐震対策イメージ

河道掘削

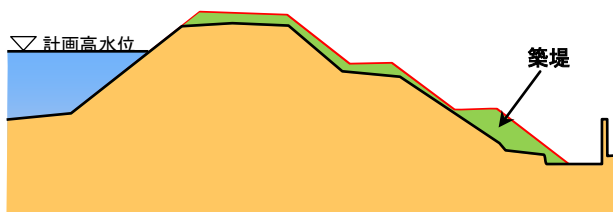
目標とする流量を安全に流下させるための断面を確保し、洪水による浸水被害を防止します。



▲河道掘削イメージ図

築堤

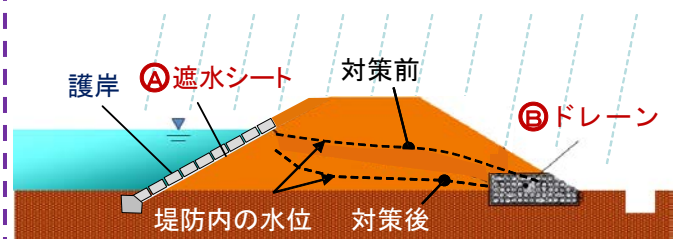
堤防の高さと幅の確保を実施し、洪水による浸水被害を防止します。



▲築堤イメージ図

堤防補強(浸透対策)

河川水の浸透に対する安全性を確保するため、堤防を強化します。



▲堤防補強(浸透対策)イメージ図

※実施形状等については、今後の調査等の結果により変わる場合があります。

さらなる治水安全度の向上に向けた調査・検討

近年、ゲリラ豪雨といった狭い範囲での集中豪雨等や大雨の頻度増加、台風の強大化等が懸念される状況下にあることから、吉井川水系河川整備基本方針を目標とした、さらなる治水安全度の向上に向けた調査・検討を行います。

特に、吉井川水系河川整備基本方針で定められている基本高水のピーク流量を、計画高水流量まで低減させる手法として、流域内の洪水調節施設等のより一層の有効活用について、引き続き関係機関等と調整のうえ検討を行います。

氾濫被害の軽減のための対策

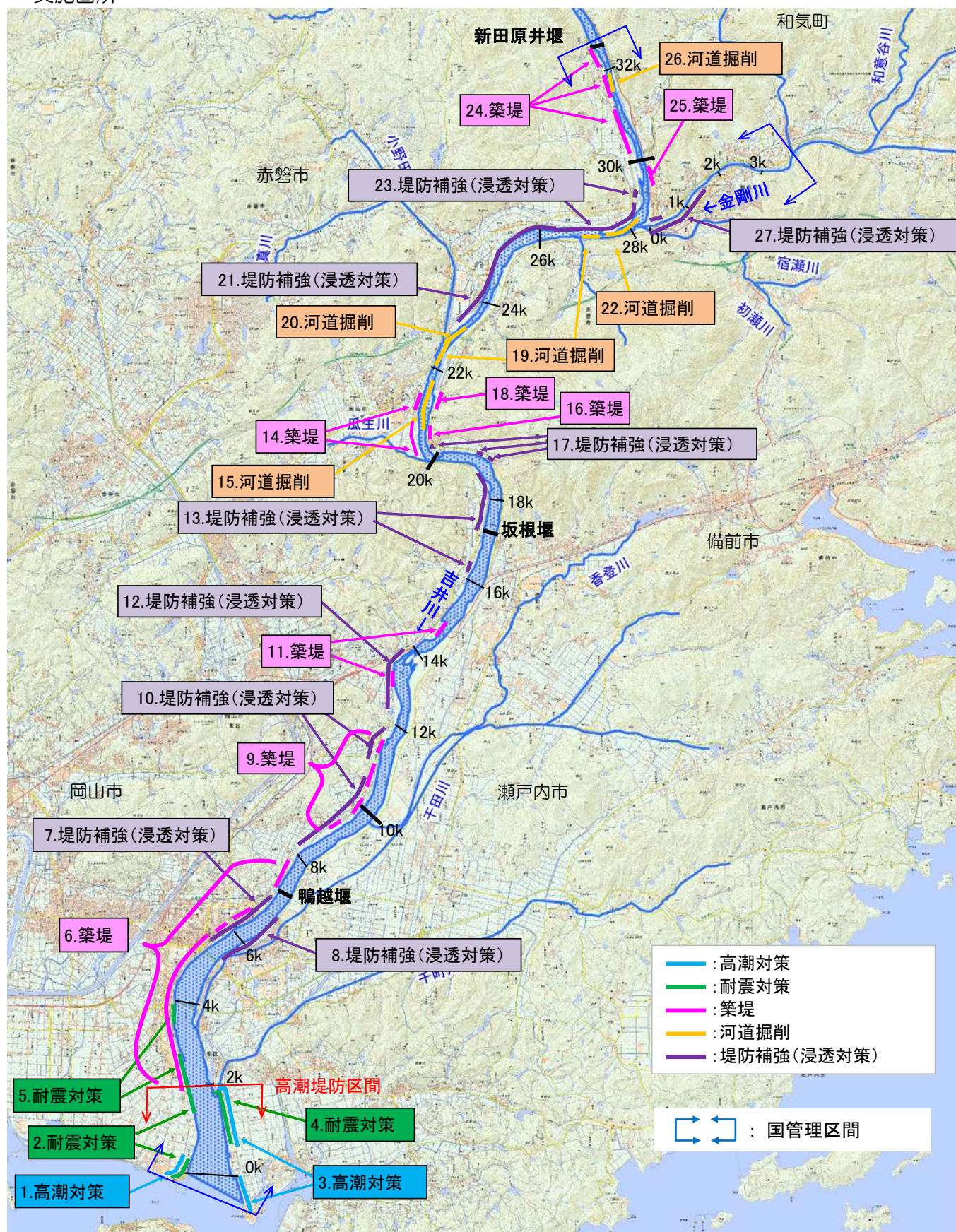
堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、被害の軽減を図るために、応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、水防拠点の整備、さらには、排水機場の耐水化や燃料補給対策等を実施します。

また、関係機関と連携のうえ、水防作業ヤードや土砂、土のう袋等の緊急復旧資機材の備蓄基地・水防倉庫等の計画的整備に努めます。

雨水出水（内水）対策

雨水出水（内水）による浸水が発生する地区の河川は、雨水出水（内水）被害の発生要因等について調査を行い、関係機関と調整のうえ、必要に応じて排水機場の整備等、雨水出水（内水）被害の軽減対策を実施します。

実施箇所



※ 整備区間については、今後の調査等の結果により変わる場合があります。

河川の適切な利用及び流水の正常な機能の維持

現状と課題

吉井川で取水される流水は農業用水が最も多く、このほかに上水道用水や工業用水、発電用水としても利用されています。

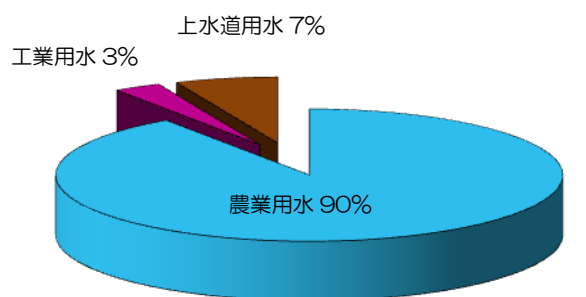
吉井川水系の国管理区間では、許可水利権として最大約27m³/sの農業用水が取水され、約6,300haの農地をかんがっています。また、その他に慣行水利として6件、かんがい面積約1,000haの農業用水の取水があります。

水資源の開発については都市用水の増大に対処し、水資源の広域的かつ合理的な利用の促進を図るため、苫田ダムが平成17年4月に運用を開始しました。この苫田ダムは新規利水者の上水道用水と工業用水、農業用水に対して補給を行っています。

吉井川の主な渇水は、昭和53年、昭和57年、平成6年、平成14年、平成17年に発生しています。特に、平成6年の渇水では、7月15日～9月30日までの2か月半にわたり、上水道用水最大30%、工業用水最大30%、農業用水最大70%の取水制限が実施されました。

平常時における河川環境の保全・改善や既得用水の取水安定化を図るためには、坂根堰、新田原井堰、苫田ダム等を有効に活用し、吉井川における適正な水利用を推進する必要があります。

吉井川水系では利水者間の水利用の調整を図る場として、関係自治体等の関係機関、利水者、河川管理者からなる「吉井川水系水利用協議会(平成17年6月設立)」が組織されています。平常時は、河川情報や水利用情報等の共有及び意見交換を行い、渇水時あるいは小雨やダム貯水量の低下により渇水が予想される場合には、「吉井川水系水利用協議会」を招集し、水利用の調整を行っています。



出典：水利現況調査
(平成29年1月31日現在)

吉井川水系(国管理区間)の水利用の割合
(発電用水を除く許可水利権量)

目標

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、吉井川水系河川整備基本方針に定められた流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努めることとし、その目標とする流量は、津山地点において通年で概ね3.0m³/s、鴨越堰において通年で概ね4.0m³/sとします。

また、渇水が発生した場合であっても、その影響を最小限に抑えるため、利水者や関係機関、地域住民と情報の共有や対策の協議を実施し、吉井川水系における適正な水利用を推進します。

なお、流水の正常な機能を維持するために必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用の変更等に伴って目標とする流量が増減する場合があります。

流水の正常な機能を維持するため目標とする流量

河川名	地点名	目標とする流量
吉井川	津山	通年：概ね 3.0m ³ /s
	鴨越堰	通年：概ね 4.0m ³ /s

実施事項

既存施設の適切な運用を行い、上水道用水、工業用水、農業用水等の利水の現況、動植物の保護、漁業、景観を考慮した流水の正常な機能を維持するため、津山地点において通年で概ね3.0m³/s、鴨越堰において通年で概ね4.0m³/sの確保に努めます。

渇水により河川の水量が減少すると、河川の自然環境だけでなく、農業用水の不足による農作物への被害や上水道用水・工業用水の給水制限など日常生活や産業へも影響を与えます。

このため、流域全体の水利用や本川・支川の流量を適切に把握するとともに、限りある水資源を有効活用し、渇水による被害を最小化するため、「吉井川水系水利用協議会」において水利用に関する情報を関係機関と共有するとともに、地域住民に対して節水を呼びかける等、水利用の調整や節水意識の向上に努めます。



新田原井堰



坂根堰



苫田ダム

河川環境の整備と保全

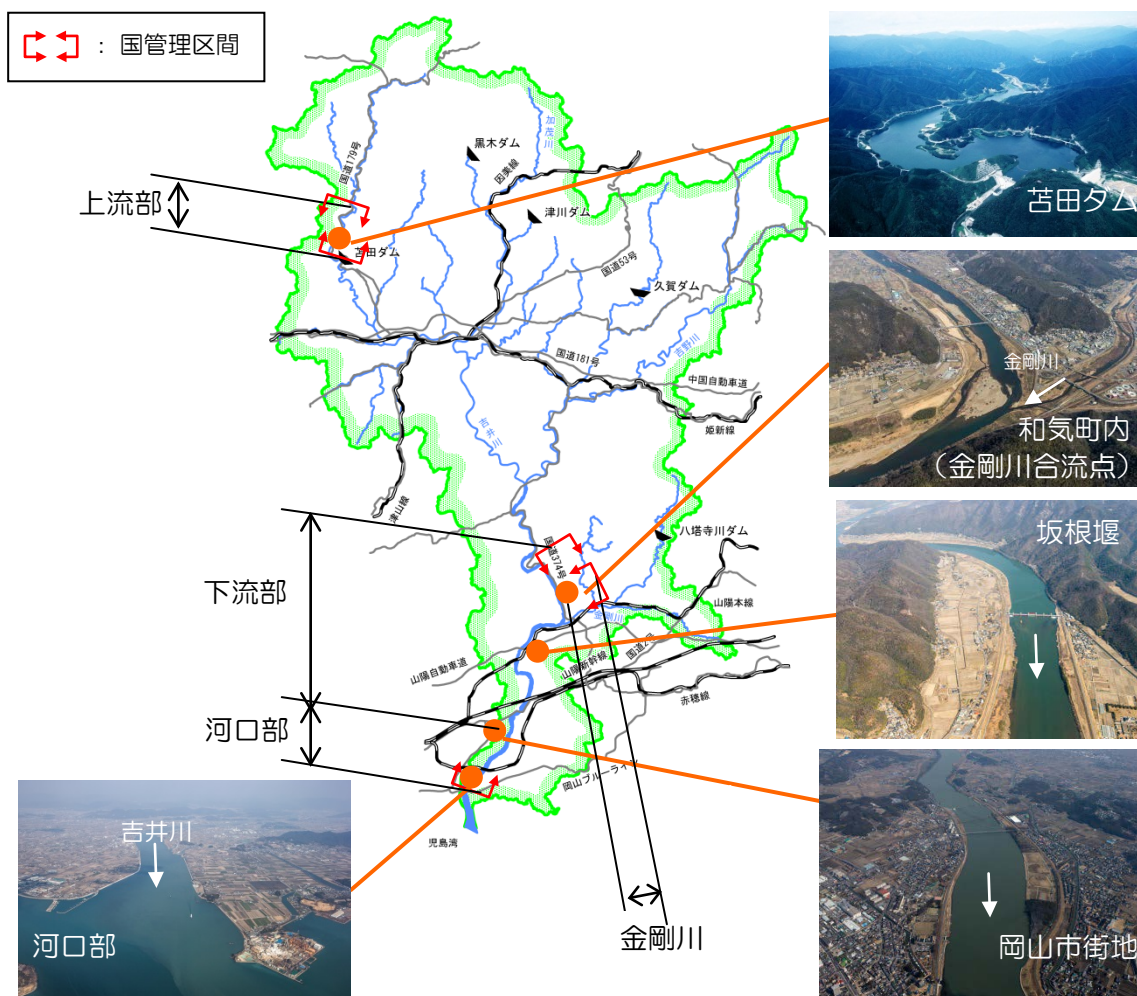
現状と課題

動植物の生息・生育及び繁殖環境の現状

吉井川水系では、経年的な環境調査である「河川水辺の国勢調査」等により、河川の瀬・淵、水際植生等の自然環境、多様な動植物の生息・生育及び繁殖が確認されています。

吉井川の代表的な自然環境

区 間	場 所	代表的な自然環境要素
河口部	河口～鴨越堰	・河口部 ・干潟 ・感潮域
下流部	鴨越堰～新田原井堰	・瀬と淵が連続する河川形態 ・ワンド、たまり ・緩流域 ・堰による湛水区間 ・水際植生 ・河畔林
金剛川	吉井川合流点～国管理区間上流端	・瀬と淵が連続する河川形態 ・堰による湛水区間 ・水際植生 ・河畔林
上流部	奥津湖	・苫田ダム貯水池



吉井川の自然環境

河川環境の整備と保全

現状と課題

動植物の生息・生育及び繁殖環境の課題

1) 外来種

吉井川は多様な生物が生息・生育及び繁殖できる自然環境に恵まれています。が、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の特定外来生物に指定されているオオキンケイギク、アレチウリ、オオカワヂシャ、オオフサモが確認されていることから、除草等にあたっては拡散の防止に努める必要があります。また、魚類ではオオクチバスやブルーギルの生息も確認されており、在来魚への影響が懸念されています。



オオキンケイギク



アレチウリ



オオクチバス



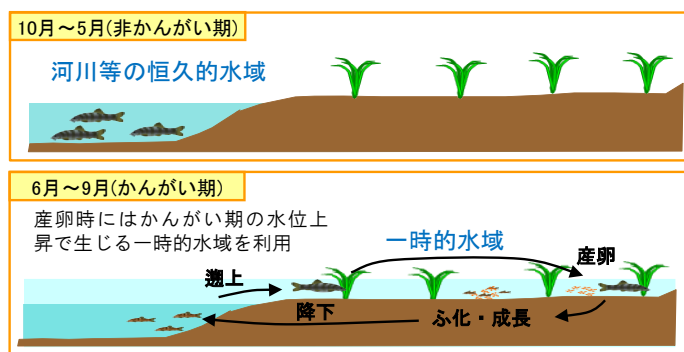
ブルーギル

2) アユモドキの生息・生育及び繁殖環境の課題

かつて吉井川流域では国指定の天然記念物であるアユモドキが広域に分布していましたが、河川・水路の改修や水田地帯の構造変化、氾濫原環境の消失により、個体数が激減しています。そのため、アユモドキの生息環境の再生を目的とした、学識経験者、地元関係者等による協議会を設立し、産卵場の整備に関して議論を重ねて、産卵場等を整備するとともに、産卵場の維持管理マニュアルを作成しました。平成 27 年度から地域の河川協力団体¹⁾と協力して産卵場の維持管理を行っています。

1)河川協力団体：

自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO 等の民間団体を支援する制度で、河川管理者は活動を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を、河川協力団体として指定する。



アユモドキの産卵場の整備

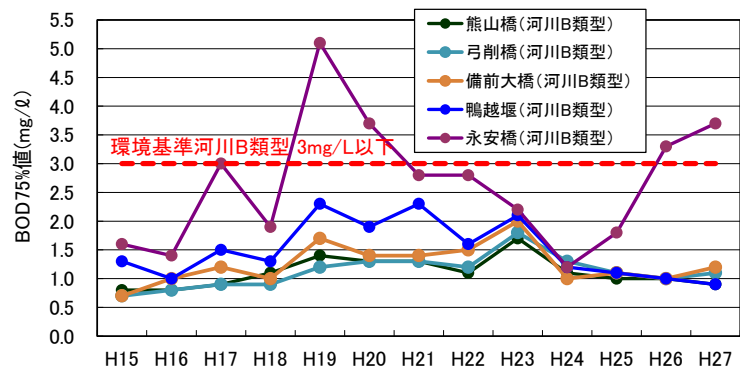
河川域の水質

BOD²75%値については、各地点において環境基準を概ね満足しており、ほぼ全域において河川A 類型相当の水質を有しています。

なお、河口部では、赤潮が確認されています。

2)BOD（生物化学的酸素要求量）：

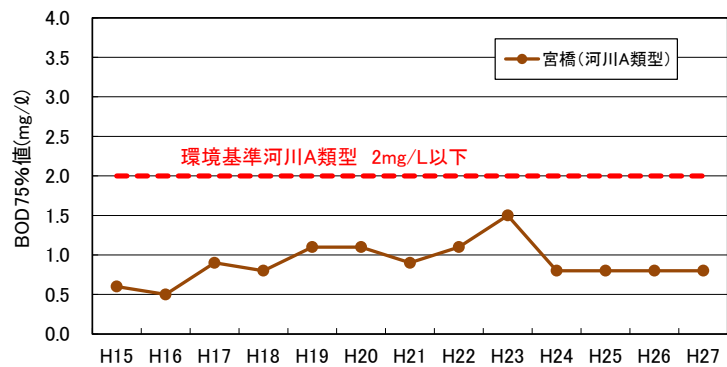
水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。



出典：公共用水域水質調査結果 岡山県（平成 15～27 年度）
吉井川下流における水質（BOD75%値）の経年変化状況



吉井川下流における環境基準の水域類型指定



金剛川の主な地点における水質（BOD75%値）の経年変化状況

人と河川の豊かなふれあいの場の確保

吉井川河口部、下流部及び金剛川の高水敷は、公園緑地や運動広場として多くの方に利用されています。吉井川下流部には「くまやま水辺の楽校」、金剛川には「金剛川水辺の楽校」が整備されており、子供たちの環境学習の場として活用されています。

その他、苫田ダムのダム湖（奥津湖）は、カヌー、魚釣り、水遊び、キャンプや季節のイベントなどに利用されています。



水辺の楽校の利用（金剛川水辺の楽校）



苫田ダム周辺の利用（鏡野町大納涼祭）

河川環境の整備と保全

目標

動植物の生息・生育及び繁殖環境の保全

- ・治水対策を行う際は、多様な動植物の生息・生育及び繁殖する区域の保全を図り、影響の低減に努めます。
- ・アユモドキの生息環境の保全のため整備した産卵場及び隠れ場所について、今後も地域と連携し維持管理に努めます。
- ・海浜植物やハクセンシオマネキ等の底生生物が生息・生育及び繁殖する干潟の維持に努めます。
- ・特定外来生物の駆除を継続的に実施するとともに、外来種の生息・生育状況のモニタリングを行い、関係機関への情報提供に努めます。

良好な河川景観の維持・形成

- ・河口部の開放水面や堰による湛水面、連続する瀬・淵等の吉井川らしい河川景観の維持等に努めます。

良好な水質の保全

- ・吉井川、苫田ダムの良い水質の維持に努めます。

人と河川の豊かなふれあいの場の確保

- ・自然環境との調和を図りつつ、沿江市町において河川利用の場の整備及び保全を図ります。
- ・河川の状態把握や監視を行い、関係機関と連携し不法行為事案の迅速な処理に努めます。
- ・苫田ダムについては、水源地域の自治体や関係機関と連携した「苫田ダム水源地域ビジョン」の推進に努めます。

実施事項

動植物の生息・生育及び繁殖環境の整備と保全

- ・河川整備にあたっては、動植物の生息・生育及び繁殖環境に配慮した多自然川づくりに努め、各箇所の特徴や生態系ネットワーク¹⁾にも配慮した河川整備を推進します。
- ・環境モニタリングを継続的に実施するとともに、河川整備にあたり、ツメレンゲ群落やアイアシ群集等の分布する範囲が築堤により改変されるため、移植による保全措置を講じます。
- ・感潮区間特有の河川環境を保全するため、干潟の維持、ヨシ原の復元を目的とした調査・検討を実施します。
- ・アユモドキの産卵場の維持管理を実施している地域住民への支援を行います。
- ・河道掘削においては、平水位以上の掘削を行うことにより多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境となっているワンド・たまりの止水環境、湿地環境、瀬・淵を保全します。
- ・特定外来生物のオオキンケイギクの駆除を継続的に実施するとともに、アレチウリやオオクチバス等の外来種の生息・生育状況のモニタリングを継続的に実施し、関係機関への情報提供を行います。



生態系ネットワークイメージ図

1) 生態系ネットワーク：

野生の生きものが必要とする繁殖の場や餌場、休息の場などの様々な場と、渡りや繁殖、巣立ち、給餌、休息など様々な目的の移動経路の繋がりのこと。生きものが必要とする場と生きものの移動経路から構成される生態系ネットワークが失われた場合には、繁殖がうまくいかなくなる等、生きものの存在にも支障を来す場合がある。

人と河川の豊かなふれあいの場の確保

- ・「かわまちづくり支援制度」により自治体のまちづくりと連携して、実現性の高い水辺整備・利活用計画の策定を支援します。
- ・苫田ダムについては、「苫田ダム水源地域ビジョン」をもとに周辺地域の交流を促す施策の推進を図ります。

良好な河川景観の維持・形成

- ・吉井川らしい自然景観の維持に努めるとともに、河川の整備を実施する際には、周辺景観に配慮した構造等を検討します。



ヨシ原



アユモドキ

維持管理

現状と課題

河川の維持管理は、災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるように河川や地域の特性を反映し、適切に維持管理を行う必要があります。吉井川水系（国管理区間）では、「吉井川水系河川維持管理計画【国管理区間】」（以下「河川維持管理計画」という。）を策定し、河川巡視、河川管理施設の点検、河道断面等の測量、雨量・水位・水質の観測等を実施しています。これにより、日常から河道、河川管理施設等の状況の把握を行い、計画的、効果的かつ効率的な維持管理に努めています。

河道の維持管理

河道内の樹林化により洪水流下を阻害している箇所が存在し、洪水時には水位の上昇や流木の発生の原因となっています。このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下の支障とならないように、動植物の繁殖期や生息・生育場所を考慮し、計画的に樹木伐採を行う必要があります。また伐採後も、幼木段階での除去等、再樹林化を防止する取り組みが必要です。



河道内の樹林化

河道内の土砂堆積及び旧堤が残っているため、流下能力の低下が懸念される箇所があります。このため、土砂堆積による流下阻害が生じないように、定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の土砂堆積、河床低下、動植物の生息・生育及び繁殖環境等の状況を把握し、必要に応じて対策を実施する必要があります。

許可工作物

河川には河川管理施設とは別に橋梁や取水のための堰等の許可工作物¹⁾が多数設置されています。これらは市民生活、産業活動等に必要不可欠な機能を有していますが、設置後30年以上を経過した施設が多くなっています。また、洪水時には局所的な深掘れ等により、施設本体はもとより堤防、護岸等の河川管理施設に影響を与える恐れもあります。

このため、許可工作物の管理者に対し、1年に1回以上の適切な頻度で点検を行うことを義務づけており、損傷などの異常が見られる場合は、必要に応じて指導を行っています。

1) 許可工作物：河川法に基づく許可を受けて設置される工作物のことで、橋梁や取水堰等がある。

不法行為

吉井川の河川空間は散策やスポーツなど様々な用途に利用されています。一方で、ゴミ等の不法投棄やプレジャーボート等の不法係留等の不法行為により、護岸の損傷や洪水の安全な流下への妨げとなるだけでなく、河川環境及び景観の悪化等も懸念されます。

維持管理

現状と課題

河川管理施設の維持管理

護岸、根固め、樋門、ダム等の河川管理施設が有すべき機能を十分に発揮できるように、1年に1回以上の適切な頻度で点検を行うことが義務づけられています。点検により損傷などの異常を把握したときは、施設の状態を評価し、有すべき機能が低下するおそれがあると判断される場合には補修を行っています。

吉井川水系の国管理区間（苫田ダム管理区間を除く）に設置している樋門等の河川管理施設は、設置後30年程度経過したものが約5割を占めるなど、老朽化等により機能の低下が懸念されるため、施設の長寿命化の促進や更新コストの平準化や抑制を図る必要があります。

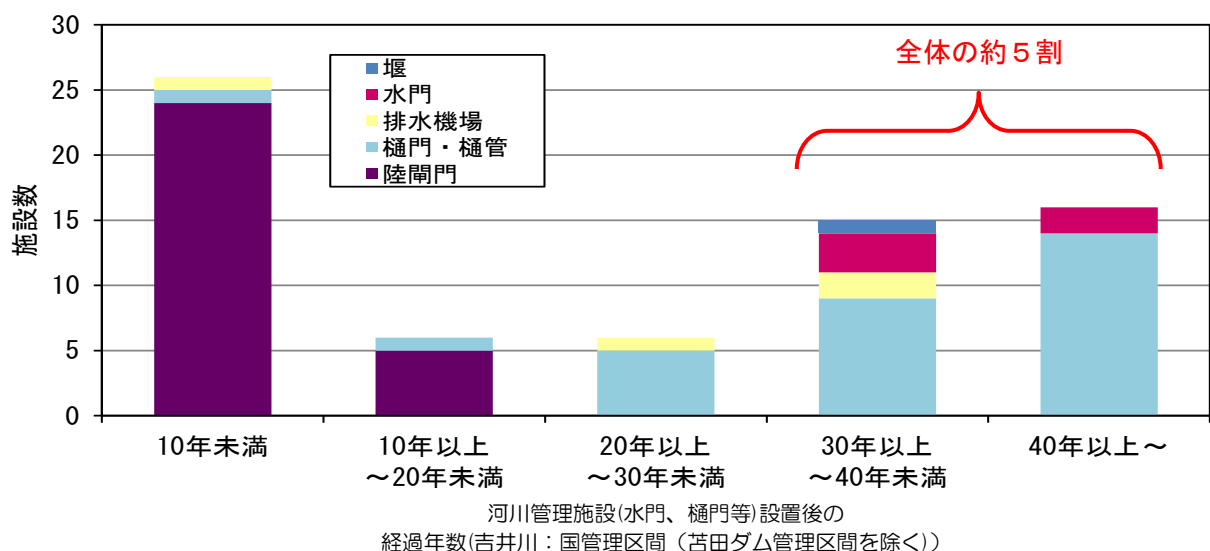
また、河川管理施設の樋門等のほとんどは、操作を岡山市、瀬戸内市、赤磐市、備前市及び和気町に委託しています。操作員の高齢化や人員不足に伴い、委託による対応が困難となることが懸念されます。



施設の老朽化（樋管の開閉装置）

国管理区間（苫田ダム管理区間を除く）における
国管理の排水機場及び排水樋門・排水樋管等

堰	水門	排水機場	樋門・樋管	陸閘門
1箇所	5箇所	4箇所	30箇所	29箇所

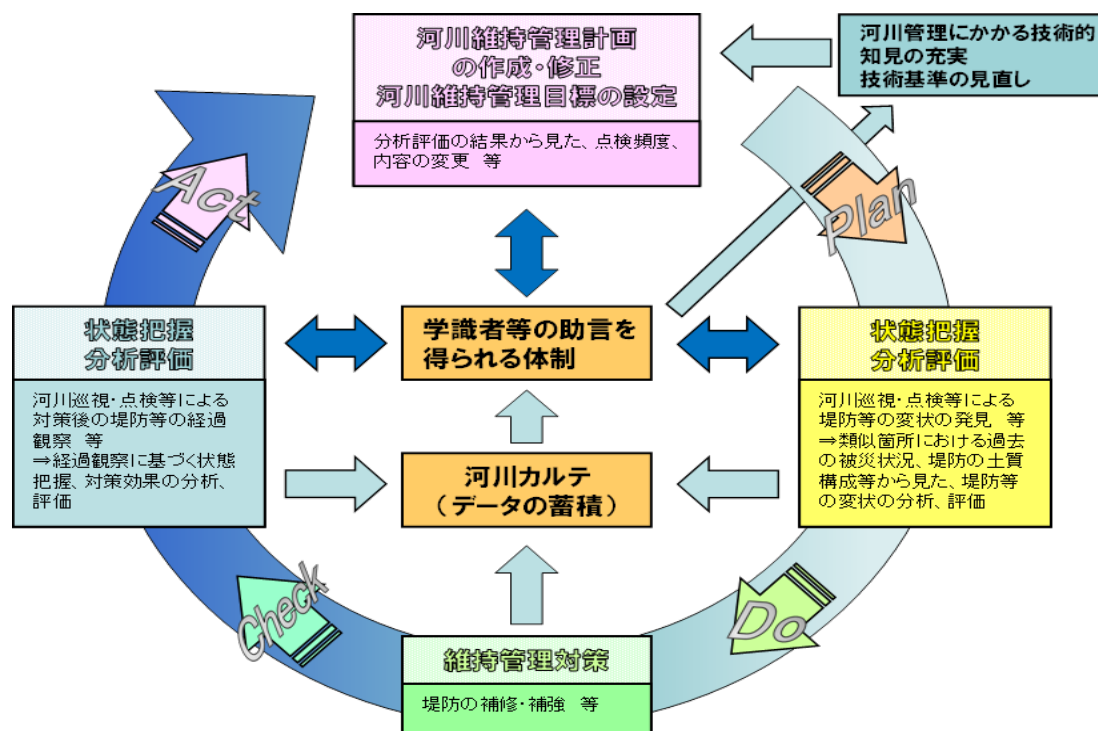


洪水調節施設（ダム）の管理

平成17年4月より運用を開始した苫田ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、上水道用水、工業用水、かんがい用水、発電を目的とし、操作規則等に基づき国土交通省で管理しています。苫田ダムの機能を最大限発揮させるために、日常的な点検整備と計画的な維持補修を行うとともに、堆砂状況調査や水質調査の結果に基づき適切な対応を実施することが必要です。

実施事項

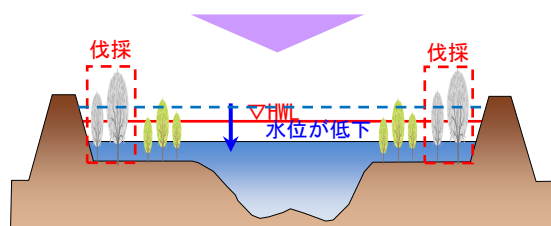
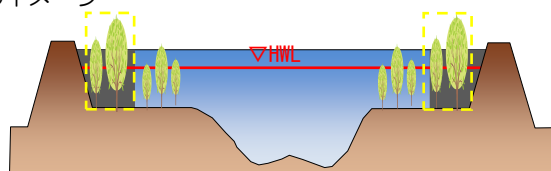
吉井川水系における河川の維持管理にあたっては、繁茂の著しい樹木、築造年度が古く材料や構造が不明な堤防、堰及び数多く存在する樋門・樋管といった吉井川及び金剛川の河川特性を十分踏まえ、維持管理の目標や実施内容を設定した河川維持管理計画の充実に努めるとともに、河川の状態変化の監視・評価・評価結果に基づく機動的な改善を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理体系」を構築し、効率的・効果的な維持管理の実施に努めます。



サイクル型維持管理体系のイメージ

洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- ・ 水文観測
- ・ 河道特性調査
- ・ 気候変動による影響のモニタリング
- ・ 河道の維持管理
- ・ 河道内樹木の管理
- ・ 堤防・護岸の維持管理
- ・ 樋門・樋管、排水機場、陸閘門等の維持管理
- ・ ダムの管理
- ・ 堰の管理
- ・ 許可工作物の維持管理への助言・指導
- ・ 不法行為対策
- ・ 洪水予報・水防警報
- ・ 避難を促す水位情報等の周知
- ・ 洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ等の作成支援
- ・ 水害リスクの評価・水害リスク情報の共有
- ・ 防災教育の推進
- ・ 水防体制の充実・強化
- ・ 排水ポンプ車の運用
- ・ 河川管理施設保全活動
- ・ 特定緊急水防活動
- ・ 地域における水防・避難対策の支援
- ・ 堤防の決壊時等の被害軽減対策
- ・ 水防災意識社会再構築ビジョン



樹木伐採による水位低下のイメージ



水位表示の設置状況

維持管理

実施事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- ・ 濁水時の対応

河川環境の保全に関する事項

- ・ 自然環境の保全
- ・ 河川環境調査
- ・ 水質の保全
- ・ 水質調査
- ・ 水質事故対策
- ・ 河川利用の場としての維持管理
- ・ 河川美化
- ・ 河川の安全利用
- ・ 環境教育等の推進
- ・ 水源地域ビジョンの推進
- ・ 兼用道路及び河川に隣接する道路
- ・ 河川景観の保全
- ・ 地域住民等との連携・協働



水質汚濁事故対策訓練



出前講座（環境学習）

連携と協働，情報の共有等

関係機関や地域住民との連携等

吉井川がより多くの人々に親しんでもらえるよう、地域と連携・協働して川づくりを行います。このため、河川管理者、関係機関、NPO、地域住民等が、それぞれの役割を十分理解しつつ、互いに連携しあい川づくりを進めていくことが必要です。

今後も地域への広報活動に努めるほか、清掃活動、公募による樹木伐採、河川サポーター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら河川の管理に取り組みます。

情報の共有化

河川整備及び管理において連携と協働を実現するためには、治水・利水・環境に関わる情報を地域と共有化することが重要です。

そのため、ウェブサイトをはじめとするインターネット環境やラジオ等を活用して、吉井川の河川整備状況、水文水質情報及び自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、意見交換の場を設ける等、関係機関や地域住民等との双方向コミュニケーションを推進します。

問い合わせ先



国土交通省中国地方整備局
岡山河川事務所

公式ウェブサイト…

吉井川水系河川整備計画 **検索**

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町 2-4-36

TEL 086-223-5101（代表）

URL <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/>

